家族が、本人をうまく「底つき」に導く方法に習熟することが大切です。「このままではやっていけない。薬物を止めるしかない」と感じ、底をついたときにはじめて、薬物依存症者本人が医療機関に登場するようになるのです。

ですから、最初のうち本人が病院に行こうとしなくとも、まずは家族自身が教育を受け、その対応が変わることでご本人の変化(底つき)を生み、相談へとつながることが可能になります。どのようにすればご本人にこうした変化を生じさせることができるかを知るには、精神保健福祉センターの家族教室や家族の自助グループに参加し続けることが必要です。

Q7: 息子の身体がどんどん痩せていくが、このまま放っておいて大丈夫でしょうか? 心配です。

A7: 「あなたの健康を大変心配している」と素直に伝えることが大切です。難しいことでしょうが、何よりも家族の愛情が一緒に伝えられることが望ましいのです。混乱したときには親の方もなかなか気持ちの整理がつけられないものですし、自信ももてません。まず家族自らが直接専門家に相談したり、自助グループに参加して、依存から回復するということがどういうことなのかをよく知り、回復(あなたの子どもではなく、あなた自身の回復です)の希望を持つことです。

Q8: 息子が仕事 (勉強) もせずにぶらぶらと一日中薬物を使いながら過ごしている。 でも、誰に相談したらいいか分かりません。

A8:精神保健福祉センター、保健所、医療機関、警察などに相談窓口があります。ただ、医療機関の場合にはご本人が受診しなければ対応してくれないことが多いですし、警察の場合には、できれば逮捕などの司法的対応を避けたいという、親なればこその気持ちから躊躇してしまうことでしょう。その意味では、まずは、精神保健福祉センターや保健所に相談してみることをおすすめします。

学生の場合には、学校に相談するという選択肢もないわけではありませんが、学校によっては「薬物使用」はただちに退学となってしまうこともあります。ですから、親としては、学校に相談するかどうかを決める前に、まずは子どもが通っている学校が薬物問題に対してどのようにとり組んでいるかを知る必要があるでしょう。

いずれにしても、親としては焦らずじっくりと腰を据えて対応する姿勢が大事です。

Q9: 薬物を乱用していた仲間がみんな捕まったが、私たちが引き取りを拒否したために、自分の子どもだけが少年院にいくことになって、恨まれています。 間違った対応だったのでしょうか?

A9:目先の情勢だけではどの判断がよかったのかどうかは分からないものです。自分の子の将来を長い目で見てやることが必要です。現実に少年院に行くことが必要だという判断がなされるには、長期の乱用・依存の歴史があったり、もしくはその他の犯罪を伴っている場合がほとんどなわけですから。

家庭裁判所の調査官との根気強い話し合いが重要です。

Q10:「運転免許をとらせてくれたら薬物を止めるから、金をくれ!」というが、いうとおりにお金を出せば薬物を止めてくれるのでしょうか?

A10:車の運転免許というのは、少年にとって数少ないアイデンティティのひとつです。免許をとって車を持つことが、多くの少年にとってはひとつのあこがれ・勲章であり、大人への登竜門であるわけですが、金を渡すことの意味を両親がよく話し合い、協力して当たろうという態勢が重要です。

親が免許証取得のためのお金を出してやって、その後、薬物をぷっつり止めたという話はあまり聞いたことがありません。したがって、いうとおりにしても、その約束が守られるとは考えない方がよいでしょう。そのことをふまえたうえで、よく話し合ってみることです。

Q11: もう私自身が参ってしまいそうです。いっそのこと殺してしまいたい! と思うこともあります。どうしたらいいのでしょうか?

A11: 今は何よりも、そんな風にせっぱ詰まってしまった自分を救うことが必要です。そのためには、家族自らが自分たちの悩みを相談できる相手が必要です。家族の中だけで問題を抱え込み、家族が孤立してしまえば、ますますご本人の状態に一喜一憂してふりまわされ、状況は悪化するばかりです。同じような悩みを抱えている家族は、あなた方だけではありません。精神保健福祉センターや自助グループの家族会に足を運んでみましょう。

Q12: 子どもの部屋から、薬物らしきものが出てきて動転しています。 どうしたらよいでしょうか?

A12:冷静になって、ご本人と今後のことを話し合いましょう。うろたえたり言い争ったりして、際限のないイタチごっこになってしまうことがないようにしてほしいと思います。子どもとしっかりと向き合う絶好のチャンスなのかもしれません。薬物らしきものを発見したときは、慎重な対応が求められることもありますので、困ったときには精神保健福祉センターに相談しましょう。ただし、場合によっては警察や厚生労働省麻薬取締部とのやりとりが必要になる場合もあります。

Q13: 「もうおまえを家に置いておくことはできない!」と叱ってみますが、子どもは逆ギレして怒鳴り散らし、薬物を買いに行ってしまいます。どうしたらよいでしょうか?

A13: 脅かすことで薬物を止めさせようと考えているのであれば、それは無理なことです。 で本人の状態によっては逆効果になりますし、何度も何度もくりかえしているうちに、親のいうことは口先だけなんだと考えるようになります。

もしも本気で一緒に暮らせないと考えるならば、ご両親自らが家を出て行くことも考えなければならないかもしれません。そのようにしてご本人をひとりにして、自分自身のことをゆっくり考える時間を与えることも、本人を「底つき」に導くことがあります。もちろん、別れて暮らさなくても、ご本人の尻ぬぐいをしないようにすることで、「底つき」に導くことができればよいのですが、そのためには、精神保健福祉センターでの相談と家族教室への参加を継続したり、家族の自助グループに参加することを通じて、対応に関する知識を習得し、家族が多少とも心の余裕を持てるようにするための努力が必要なのです。

Q14: 「あの子さえ薬物を止めてくれれば、この家もうまくいくのに……」と思ってしまいます。

A14: これまで子どものためと思って、なんとかして薬物を止めさせようと必死にやって来たのに、結果は、子どもはますます薬物にのめり込んでいってしまったのではないでしょうか? 親の思惑がことごとく裏目に出てしまったのは、なぜだったのでしょうか?

その理由のひとつには、親の対応方法に間違いがあったということがあげられると思いま

す。子どもが自分の薬物乱用の結果として起こした様々な不祥事や不始末の尻ぬぐいをし、子どもが薬物を使わないようにと、転ばぬ先の杖を出したりすることはありませんでしたか? そして、こうした間違った対応にどこかで気づいていながらも、子どもの薬物問題に振りまわされるあまり、自分たちの対応や生活を変える余裕が全くなかったのではないでしょうか?

これからは、子どものことをじっと見守りながら、手を出しすぎることなく、自分たちの心に喜びを感じられるような生活を考えて欲しいと思います。そのためには、家族が悩みを抱えて孤立することなく、専門家や同じ問題を抱えた家族と相談することが必要となってきます。そのような努力のなかで、少しずつご本人は変化をしていくことが多いのです。

Q15: 子どもが薬物をやっているかどうかは、どのようにしたら分かりますか?

A15:生活の乱れからはじまって、交遊関係、言動の変化、いろいろな精神・神経症状や、学校や病院からの情報を集めることにより、多くの場合は早い段階で気がつくことができると思います。しかし、そんなときに大切なことは、家族内のコミュニケーションを保ち、子どもとの親密な関係をなくさないことです。一方的にしかりとばすことはしないで、子どもの考えていることを素直に聞いてみることからはじめましょう。

Q16:本人の借金や近隣トラブルの後始末に追い回される毎日です。どうすれば問題 行動を止められるのでしょうか? それから、本人の借金は、私たち家族が返済していかなければならないのでしょうか?

A16: 借金、それから暴力・暴言や虚言などといった様々な問題行動は、薬物依存症が引き起こす二次的な被害であることが多いと思います。事実、その多くは、薬物依存症からの回復にしたがって、少しずつ消失していくものです。

問題は、どうやってご本人にこの「依存症」という障害を自覚させ、その障害から回復するために行動を起こさせるかです。もっとも大切なことは、家族がこれまで知らず知らずに行っていたご本人の尻ぬぐいをやめることです。家族は、自分たちでも気づかないうちに、様々な尻ぬぐいをしているものです。これらの問題に気づくには、精神保健福祉センターで相談して専門家の立場からの意見を聞いたり、家族の自助グループに参加して、同じ問題を抱えながら、薬物依存症と闘ってきた他の家族の体験を聞いたりすることがとても参考になります。なお、借金については、保証人になっていないかぎり、家族には返済の義務はありませんし、本

人自身に対応させるようにすることで、ご本人が自分の「薬物依存症」という障害に気づくことにつながります。

Q17: 薬物を使うようになってから、本人はまるで別人のように性格が変わってしまいました。かつて優しい息子の面影は、いまはどこを探しても見あたらず、嘘つきでわがまま放題で、家族への気配りなどまったくなく、正直いって、我が子ながら怖いほどです。息子はもう完全におかしくなってしまって、廃人になってしまったのでしょうか?

A17:薬物依存症は、その進行に伴って、本来のその人らしさまで変えてしまいます。これは、依存症による二次的な症状であり、依存症に対する治療を受け、薬物を使わない日々を重ねることによって、少しずつ本来の自分らしさをとりもどしていくことが可能です。

Q18:本人の薬物使用をなんとかしてやめさせようと、家族としてできるかぎりの努力をしてきました。本人が精神的なストレスを減らせばよいかと思い、本人が望むことはできるかぎり応えてあげたりもしました。けれども、本人にはいっこうに薬物を止める気配がありません。家族がどのようにかかわれば、本人は薬物を止めるようになるでしょうか?

A18: かりに何らかの精神的ストレスから薬物に手を出したとしても、いったん薬物依存症になってしまうと、いくら原因となったストレスを取り除いても、薬物は止まりません。また、何とかご本人の薬物を止めさせようとして、必死になって説教したり、体罰を加えたり、本人とのあいだで取引や約束をしても、薬物依存症になってしまった以上、薬物はそう簡単に止まるものではありません。多くの場合は、家族がエネルギーを消耗して疲れ切ってしまうだけです。大切なことは、こうした悩みを家族の中だけで抱え込まないことです。信頼できる専門家や同じ問題を抱えている家族の自助グループに参加して、第三者の視点から意見をもらいながら自分たちの行動を決めていくことが、ご本人の薬物依存症からの回復には非常に役立つのです。

Q19:本人がたびたび家の中で暴れます。家具を壊したり、ときには私たちに手をあげることもあります。妄想や幻覚もあるらしく、部屋の中で夜通しひとりごとをしゃべっていたりもします。どうしたらよいか?

A19: で本人の暴力に対して、家族が最優先してとらなければならない行動は、自分たちの安全確保です。たびたび暴力的な行動がくりかえされるようならば、前もって避難先を確保しておいたり、緊急時にすぐに対応してもらえるようにあらかじめ警察に事情を話しておいたりするなど、事前の対処法を考えておく必要があります。こうした行動はいずれも薬物依存症にもとづく行動であり、治療によって改善するものですが、で本人に治療を受けるように勧めるのは、で本人が興奮しているときでは意味がありません。そうした話は、で本人が落ち着いた状態のときに、冷静かつ穏やかにするべきです。

家族に危害が加えられたとき、あるいはその危険が高まったときには、とにかくその場から逃げてください。そのうえで警察に支援を要請しましょう。警察官が到着し、精神状態が異常であると判断した場合には、保健所を通じて緊急に精神科医療につなげてくれ、強制的に入院治療となることもあります。こうした手続きをスムーズに進めるためには、日頃から警察に状況を説明しておくとよいでしょう。

ただし、強制的な入院治療に導入されたとしても、ここではあくまでも薬物による中毒性精神病の治療をするだけであるということを忘れてはいけません。やはり根本の問題は薬物依存症であり、この治療は強制的に行うことはできないのです。

ご本人が自分の意志で薬物依存症の治療を受ける気持ちにさせるには、家族が精神保健福祉センターや家族の自助グループでの継続的な相談を行っていくことが役立ちます。

Q20:本人が違法薬物を使っていたことが分かり、警察に通報したところ逮捕されてしまいました。本人に恨まれているかと思うと、出所した後また本人が帰ってくることが怖いです。

A20:家族の通報でご本人が刑事処分を受けることは、家族にとっても辛く苦しいことです。 たしかに、ご本人がまだ自分の薬物依存症に向き合えていない段階では、出所後に、家族を責めつづけ、家族に対する「恨み」を理由に薬物を使いつづける場合もないわけではありません。 しかし、忘れないでください。ご本人は何を置いてもまず薬物を使いたいのであって、そのためには理由になりそうなものには何でもしがみつくものです。

実際には、ダルクなどの施設で回復した薬物依存症者本人たちの体験談を聞いていると、刑務所に入ったことが薬物を止めるためのターニングポイントになったケースや、家族への「恨み」がむしろ生きるバネになったというケースも少なくないことに気がつきます。たとえ、一時的には家族に対する「恨み」の感情にとらわれていても、薬物が止まり正常な考え方が出来るようになると、通報した親の苦しみに気づけるようになったり、薬物を止めるきっかけをつくってくれた家族に対して「感謝」の気持ちを持ったりするようになることも少なくないのです。

通報してしまったということに対する罪悪感で、家族が自分を責めるのは、もう止めましょう。それよりも、逮捕をきっかけにご本人を治療の場に結びつけるために、今自分に何ができるかを考えてください。忘れてはならないのは、逮捕されたり刑務所に入ったりすることは、本人がいままで目を背けていた自分の問題を自覚するきっかけにはなりますが、決してただそれだけで依存症から回復するわけではないということです。何年ものあいだ刑務所の中にいて、その間は薬物を使っていなくても、それは本当の意味で「止めていた」とはいえないのです。本人にとっての「本番」は、社会に戻ってきてからなのです。

ご本人が逮捕されて拘留されていたり、刑務所に服役しているときこそ、本人が出てきてからいかに治療につなげていくかを考える時期です。出所後の本人の回復の成否は、ご本人がこうした司法的処遇を受けているあいだに、家族が精神保健福祉センターや家族の自助グループへの相談を継続できていたかどうかにかかっています。

付録 連絡先一覧

全国の精神保健福祉センター

(平成19年8月現在)

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道立精神保健福祉センター	003-0027	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011-864-7121
青森県立精神保健福祉センター	038-0031	青森市大字三内字沢部353番地92	017-787-3951
岩手県精神保健福祉センター	020-0015	盛岡市本町通3丁目19番1号	019-629-9617
宮城県精神保健福祉センター	989-6117	大崎市古川旭5丁目7一20	0229-23-0021
秋田県精神保健福祉センター	019-2413	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	018-892-3773
山形県精神保健福祉センター	990-0021	山形市小白川町2丁目3一30	023-624-1217
福島県精神保健福祉センター	960-8012	福島市御山町8-30	024-535-3556
茨城県精神保健福祉センター	310-0852	水戸市笠原町993-2	029-243-2870
栃木県精神保健福祉センター	329-1104	河内郡河内町下岡本2145—13	028-673-8785
群馬県こころの健康センター	379-2166	前橋市野中町368番地	027-263-1166
埼玉県立精神保健福祉センター	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
千葉県精神保健福祉センター	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891
東京都立中部総合精神保健福祉センター	156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	206-0036	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	110-0004	台東区下谷1-1-3	03-3842-0948
神奈川県精神保健福祉センター	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822
新潟県精神保健福祉センター	950-0994	新潟市上所2丁目2一3	025-280-0111
富山県心の健康センター	939-8222	富山市蜷川459番1	076-428-1511
石川県こころの健康センター	920-8201	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761
福井県精神保健福祉センター	910-0005	福井市大手3丁目7一1 繊協ビル2階	0776-26-7100
山梨県立精神保健福祉センター	400-0005	甲府市北新1丁目2一12	055-254-8644
長野県精神保健福祉センター	380-0928	長野市若里7-1-7	026-227-1810
岐阜県精神保健福祉センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館3階	058-273-1111
静岡県精神保健福祉センター	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245
愛知県精神保健福祉センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号	052-962-5377
三重県こころの健康センター	514-1101	津市久居明神町2501番地1	059-255-2151
滋賀県立精神保健福祉センター	525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5010
京都府精神保健福祉総合センター	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
大阪府こころの健康総合センター	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
兵庫県立精神保健福祉センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	078-252-4980

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
奈良県精神保健福祉センター	633-0062	桜井市粟殿1000番地	0744-43-3131
和歌山県精神保健福祉センター	640-8319	和歌山市手平2丁目1一2	073-435-5194
鳥取県立精神保健福祉センター	680-0901	鳥取市江津318番地1	0857-21-3031
島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1471-3	0852-32-5905
岡山県精神保健福祉センター	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101	086-272-8839
広島県立総合精神保健福祉センター	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051
山口県精神保健福祉センター	755-0241	宇部市東岐波東小沢4004-2	0836-58-3480
徳島県精神保健福祉センター	770-0855	徳島市新蔵町3丁目80番地	088-625-0610
香川県精神保健福祉センター	760-0068	高松市松島1丁目17番28号	087-831-3151
愛媛県心と体の健康センター	790-0023	松山市末広町1-1	089-921-3880
高知県立精神保健福祉センター	780-0850	高知市丸ノ内2丁目4一1	088-821-4966
福岡県精神保健福祉センター	816-0804	春日市原町3丁目1番7	092-582-7500
佐賀県精神保健福祉センター	845-0001	小城市小城町178-9	0952-73-5060
長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課	852-8114	 長崎市橋口町10-22 	095-846-5115
熊本県精神保健福祉センター	860-0844	熊本市水道町9-16	096-359-6401
大分県精神保健福祉センター	870-1155	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-6290
宮崎県精神保健福祉センター	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-27-5663
鹿児島県精神保健福祉センター	890-0065	鹿児島市郡元3丁目3一5	099-255-0617
沖縄県立総合精神保健福祉センター	901-1104	南風原町字宮平212	098-888-1443
札幌市精神保健福祉センター	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-0556
仙台市精神保健福祉総合センター	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
さいたま市こころの健康センター	338-0003	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号	048-851-5665
千葉市こころの健康センター	261-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
横浜市こころの健康相談センター	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-681-2525
川崎市精神保健福祉センター	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-32 JAセレサみなみビル4階	044-200-3195
新潟市こころの健康センター	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5560
静岡市こころの健康センター	422-8006	静岡市駿河区曲金三丁目1一30	054-285-0434
浜松市精神保健福祉センター	430-0929	浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
名古屋市精神保健福祉センター	453-0024	名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18	052-483-2095
京都市こころの健康増進センター	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1番地の15	075-314-0355
大阪市こころの健康センター	534-0027	大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階	06-6922-8520
堺市こころの健康センター	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所5階	072-258-6646
神戸市こころの健康センター	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5丁目1番2-300号	078-672-6500
広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町11番27号	082-245-7731
北九州市精神保健福祉センター	802-0077	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ6階	092-737-8825

全国の家族会

(平成19年7月現在)

名 称	開催場所	(平成 19年 / 月現在)
12 13	刑 住べの17	HIV HIV E 70
秋田ダルク家族会 (秋田県秋田市)	サンパル秋田 毎月第4日曜日 14:00 ~ 17:00	秋田ダルク 018-889-5060 平野内 090-9032-1072
仙台ダルク家族会 (宮城県仙台市)	仙台市市民活動サポートセンター 毎月第1日曜日 12:00 ~ 17:00 仙台ダルク 毎月第3月曜日 19:00 ~ 20:30	仙台ダルク 022-261-5341 伏見 090-3642-9516
山形家族会 (山形県山形市)	山形市男女共同参画センターファーラ 毎月第4土曜日 13:30 ~ 15:30	原田 090-7666-7998
郡山家族会(DA) (福島県郡山市)	郡山中央公民館 毎月第3水曜日 18:30 ~ 20:30	磐梯ダルク 0241-33-2111 深谷 0248-72-3663
新潟家族会 (新潟県長岡市)	長岡健康センター 毎月第 1 月曜日 19:00 ~ 21:00	磐梯ダルク 0241-33-2111 小西 090-8723-3715
DAKKS(ダックス)とちぎ (栃木県那須塩原市)	石林地区公民館 毎月第 1 土曜日 13:00 ~ 17:00	鈴木 090-8891-3887
アディクション家族会とちぎ (栃木県宇都宮市)	城山地区市民センター 毎月最終日曜日 10:00 ~ 16:00	事務局 028-652-5541 栃木ダルク 028-650-5582
茨城ダルク家族会 (茨城県桜川市)	福祉センターあまびき 毎月第3土・日 14:00 ~ 10:45	茨城ダルク 0296-35-1151 家族会 HP http://www21.ocn.ne.jp/~darc/
ANAK(アナク) (茨城県神栖市)	神栖市社会福祉協議会 毎月第 1 火曜日 13:00 ~ 17:00	事務局(湊) 090-3215-7850
つくば家族会 (茨城県つくば市)	飯室宅 毎月第 1 土曜日 11:00 ~	飯室 029-866-1594
群馬 DA 家族会 (群馬県藤岡市)	藤岡公民館 毎月第2日曜日 13:30~15:30	群馬こころの健康センター 027-263-1166 飯塚 090-2912-9190
サルビア(東京都目黒区)	上目黒住区センター又はサルビア事務所 毎月最終土曜日 13:30 ~ 16:00	千葉 090-1694-7889
ドムクス・しずおか (静岡県静岡市)	もくせい会館 毎月第2土曜日 12:00 ~ 17:00	岩松 0559-47-2688 (8:00~17:00)
愛知家族会 (愛知県瀬戸市)	ウイルあいち 毎月第2土曜日の翌日の日曜日 10:00~15:00 (ビギナー教室9:00~)	林 090-7866-6753
ピア岐阜 (岐阜県岐阜市)	岐阜市民福祉活動センター 毎月第 1・第 3 土曜日の 2 回 18:00 ~ 21:00	ピア岐阜 090-5615-5928 peergifu_drug_adiction@hotmail.co.jp
びわこ家族会 (滋賀県大津市)	リバーヒル大石 毎月第4土曜日 10:00 ~ 16:00	びわこダルク 077-521-2944
九州ダルク家族の会 (福岡県福岡市)	市民福祉プラザふくふくプラザ 毎月第4日曜日 13:00 ~ 17:00	九州ダルク 092-471-5140 前田 092-581-1338 (pm.7:00 ~ 9:00)
熊本家族会 (熊本県下益城郡富合町)	熊本県立こころの医療センター 2 F 毎月第 1 日曜日 13:30 ~ 15:30	新村 090-2963-1687

名 称	郵便番号	所在地	電話
北海道 DARC	060-0031	北海道札幌市中央区北一条東6丁目10	011-221-0919
仙台 DARC	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉2-1-26	022-261-5341
秋田 DARC	019-2441	秋田県大仙市協和小種字下鏡台 217	018-889-5060
磐梯 DARC リカバリー・ハウス	966-0402	福島県耶麻郡北塩原村大塩4459-1	0241-33-2111
茨城 DARC「今日一日ハウス」	307-0021	茨城県結城市大字上山川 6847	0296-35-1151
鹿島 DARC	314-0143	茨城県神栖市神栖1-6-26	0299-93-2486
鹿島 DARC シャローム・ハウス	314-0143	茨城県神栖市神栖1-6-26	0299-93-5507
栃木 DARC 宇都宮 アウトペーシェント	320-0014	栃木県宇都宮市大曽2-2-14 形松ビル3階	028-650-5582
栃木 DARC 那須トリートメント・センター	329-3225	栃木県那須郡那須町豊原丙3227-2	0287-77-7157
DARC 女性シェルターとちぎ	329-0501		0285-53-7963
APARI 藤岡研究センター	375-0047	群馬県藤岡市上日野 2594	0274-28-0311
群馬 DARC	370-0002	群馬県高崎市日高町144	027-363-3308
埼玉 DARC	330-0061	埼玉県さいたま市浦和区 常盤6-4-12	048-823-3460
千葉 DARC	260-0841	千葉県千葉市中央区白旗3-16-7	043-209-5564
日本 DARC 本部	116-0002	東京都荒川区荒川3-33-2	03-3891-9958
日本 DARC 上野 インフォメーション・センター	110-0015	東京都台東区東上野6-21-8 サニーハイツ東上野2階	03-3844-4777
日本 DARC サンライズ・レジデンス	130-0005	東京都墨田区東駒形3-2-4	03-5819-3877
日本 DARC トゥデイ・ハウス	299-0244	千葉県袖ヶ浦市野田39-9	0438-63-5005
APARI 東京本部	110-0015	東京都台東区東上野6-21-8 サニーハイツ東上野1階	03-5830-1790
APARI クリニック上野	110-0015	東京都台東区東上野6-21-8 サニーハイツ東上野1階	03-5827-1020
DMC(ダルク・メモリアル・コミュニティー)	116-0002	東京都荒川区荒川3-33-2	03-6909-6338
東京 DARC	116-0014	東京都荒川区東日暮里3-10-6	03-3807-9978
東京 DARC セカンド・チャンス	110-0003	東京都台東区根岸3-18-16	03-3875-8808
Flicka Be Woman(フリッカ)DARC	114-0014	東京都北区田端 6 -3 -18 ビラカミムラ 301号	03-3822-7658 (月・火・水・木)
横浜 DARC デイケア・センター	232-0017	神奈川県横浜市南区宿町2-44 宮前ビル1階	045-731-8666

名 称	郵便番号	所在地	電話
川崎 DARC	213-0005	神奈川県川崎市高津区北見方 3 - 8 - 11 名川荘 203号	044-812-3219
長野 DARC	386-0155	長野県上田市蒼久保 1522-1	0268-36-1525
長野 DARC 薬物問題電話相談室			0268-36-1533
岐阜 DARC	500-8175	岐阜県岐阜市長住町7-3	058-251-6922
静岡 DARC	419-0111	静岡県田方郡函南町畑毛205-5	055-978-7750
スルガ DARC	424-0901	静岡県静岡市清水区三保 3243	054-34-4360
名古屋 DARC	462-0834	愛知県名古屋市北区長田町4-67	052-915-7284
名古屋 DARC 家族相談室	458-0038	愛知県名古屋市緑区作の山町 183-1 作の山マンション 404号	052-895-3966 (090-7049-1093 ・24 時間)
三重 DARC	514-0033	三重県津市丸之内1-16	059-222-7510
びわこ DARC	520-0813	滋賀県大津市丸の内町8-9	077-521-2944
京都 DARC	612-0088	京都市伏見区深草出羽屋敷町 10-13	075-645-7105
大阪 DARC	532-0002	大阪府大阪市淀川区東三国 3 -1 -6 メゾンサクライレブン北棟 104号	06-6396-5404
Freedom	533-0021	大阪府大阪市東淀川区下新庄2-4-6	06-6320-1463
奈良 DARC	635-0065	奈良県大和高田市東中2-10-18 北橋ビル2階	0745-22-0207
鳥取 DARC	681-0001	鳥取県岩美郡岩美町牧谷645-4	0857-72-1151
和歌山 DARC ハヌマンハウス	640-8319	和歌山県和歌山市手平5-8-28	073-423-5046
高知 DARC	784-0032	高知県安芸市穴内乙 390-3	0887-35-2997
九州 DARC デイケア・センター	812-0017	福岡県福岡市博多区美野島2-5-31	092-471-5140
北九州 DARC デイケア・センター	802-0064	福岡県北九州市小倉北区片野4-13-30 片野タカケンビル1階	093-923-9240
長崎 DARC	850-0045	長崎県長崎市宝町 9 −14 三愛ビル 201号	095-848-3422
熊本 DARC	860-0855	熊本県熊本市北千反畑町1-9 古荘201号	096-345-1713
大分 DARC	870-0813	大分県大分市王子山の手町九組	097-547-2375
宮崎 DARC	880-0027	宮崎県宮崎市西池 11-36	098-538-5099
DARC 女性ハウス九州		(連絡は宮崎 DARC へ)	
沖縄 DARC デイケア・センター	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐1-7-19	098-893-8406